

【戦略的環境アセスメントに係る旧国土交通省 PI ガイドラインの適用案件の取扱いについて】

平成 21 年 7 月 1 日

環政評発第 090701001 号

(都道府県・政令指定都市環境影響評価担当部(局)長あて環境省総合環境政策局環境影響評価課長、環境影響評価課環境影響審査室長通達)

環境影響評価行政の推進については、平素より御協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当省が平成 19 年 4 月に公表した「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」(以下、「SEA ガイドライン」という。)については、当省総合環境政策局長通知(平成 19 年 4 月 5 日付け環政評発第 070405002 号)において SEA ガイドラインの実効性ある実施について格段の御協力を依頼するとともに、同総合環境政策局環境影響審査室長通知(平成 20 年 10 月 1 日付け環政評発第 081001001 号)において戦略的環境アセスメントに係る情報提供について依頼をしているところです。

また、国土交通省においては、平成 20 年 4 月に戦略的環境アセスメントを含む「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」(以下、「計画策定プロセスガイドライン」という。)を策定し、同ガイドラインを踏まえた取組を開始しているところです。

今般、計画策定プロセスガイドラインは、平成 15 年に策定された「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」(以下「旧 PI ガイドライン」という。)の趣旨を盛り込んで策定されていることから、旧 PI ガイドライン適用案件のうち PI 継続中の案件の中には、計画策定プロセスガイドラインに基づき PI が実施されているものとみなせる場合があることがわかりました。

したがって、旧 PI ガイドライン適用案件のうち PI 継続中の案件の中には SEA ガイドラインの対象となる可能性があるものがあることから、貴職におかれましては、上記の環境影響審査室長通知を踏まえて、旧 PI ガイドライン適用案件(既に PI が終了している案件を含む。)の情報を入手しましたら、速やかに当省環境影響評価審査室に情報提供していただきますようお願いいたします。

また、当省が SEA ガイドラインの対象となると判断した案件については、上記の総合環境政策局長通知を踏まえて、SEA ガイドラインに基づく計画策定者等への環境情報の提供や環境の保全の見地からの意見の提出など SEA ガイドラインの実効性ある実施について格段のご協力をお願いいたします。当省においても、計画策定者等と情報交換を行い、必要に応じて環境省意見を述べるなど積極的に対応することとしています。

国土交通省以外の関係省については、SEA ガイドラインを踏まえた取組について検討中の段階であり、具体的な取組は始まっていません。国土交通省以外の関係省の取組については、SEA ガイドラインを踏まえた取組の考え方や案件情報等が当省に示された際に、改めて貴職宛に通知させていただきます。

なお、本通知は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。